

その他

「玉臺新詠序」訳注（七）

○鎌田 出*1 藤本陽子*1

例言

- 一、本稿は、許橒評選・黎經誥箋注『六朝文絜箋注』（卷8）所収「玉臺新詠序」本文および箋注部分の訳注である。
- 二、底本には、中華書局出版（1962 第1版上海第1次印刷）『六朝文絜箋注』を用いた。
- 三、原文中の引用書に関しては、原典との対照を行い、必要と思われる文字校訂を加えた。校訂を加えた箇所については、語釈または補注で言及した。
- 四、全体は①原文、②語釈、③通釈、④補注よりなる。
- 五、訳注作成にあたり、原則として引用文も含め新漢字を使用した。但し、「弁」（辯・辨）のように意味上の混乱を生じる場合など、部分的に新漢字を用いなかつた箇所もある。
- 六、閲覧の便を図るため、原文およびその通釈部分はゴチック表記とした。

①原文

妝鳴蟬之薄鬢、中華古今注：魏文帝宮人、絶所愛者莫瓊樹、始制為蟬鬢、望之縹渺如蟬翼、故曰蟬鬢。

②語釈

- 「妝」…よそおう
- 「鳴蟬」…鳴く蟬、または蟬の鳴き声。対をなす「墮馬」と文字数を合わせ、蟬を言う。
- 「薄鬢」…薄いびん（顔の両側の耳の前の毛髪）。後述「蟬鬢」の形状を言う。
- 「中華古今注」…馬縞（854～936）の著。全三巻。序に拠れば、崔豹『古今注』の内容を加増したとする。引用部分は、「魏宮人長眉蟬鬢」（卷中）。「愛者」

の後に「有」字を欠き、途中省略がある（古今逸史本『中華古今注』に拠る）。なお、同内容は『增訂漢魏叢書』本『古今注』（卷下「雜蟲」）にあり、一部文字の異同がある。

- 「魏文帝」…曹操の嫡男であった曹丕（187～226）。字は子桓。魏王朝の初代皇帝。
- 「宮人」…後宮の女官。『史記』（卷49「外戚世家」）に「（竇）太后出宮人以賜諸王」とある。
- 「絶」…強調の副詞。はなはだ。
- 「莫瓊樹」…人名。詳細不詳。『古今注』『中華古今注』の記載により知られる。
- 「制」…作る。
- 「蟬鬢」…蟬の羽のように透けて見えるびん。女性の美しい髪を言う。梁元帝蕭繹「登頽園故閣詩」（『先秦漢魏晋南北朝詩』梁詩卷25）に「粧成理蟬鬢、笑罷歛蛾眉」とある。なお、「歛」は「斂」の誤り。
- 「縹渺」…遠く離れて見るかのようにかすかな様。疊韻語。

③通釈

蝉の薄い羽のような髪をよそおい、『中華古今注』に、「魏文帝の宮女で、文帝がいたく寵愛した者に莫瓊樹があり、はじめて蟬鬢のよそおいを作った。遠くから見ると蟬の羽のように薄く、それ故「蟬鬢」と言った」とある。

①原文

照墮馬之垂鬢；後漢：梁冀伝：冀妻孫寿、色美而善為妖態、作愁眉啼妝、墮馬鬢、折腰步、齦齒笑以為眉惑。

*1 至誠館大学 現代社会学部

②語釈

- 「墮馬」…「墮馬髻」のこと。婦人の方に寄せた髪。「髻」は、髪を束ねたもどり。
- 「垂鬟」…垂らしたわけ。「鬟」は「わけ」で、女性の環状に束ねた髪。
- 「後漢」…范曄（398～445）編『後漢書』全90巻。二十四史の一つ。
- 「梁冀伝」…『後漢書』卷64「梁統列伝第24」。梁冀は、梁統の玄孫。引用には途中省略がある。なお、武英殿二十四史本は、「啼」を「嚦」に作る。
- 「色」…顔つき。または、姿かたち。
- 「妖態」…媚びる風情のなまめかしい姿。
- 「愁眉」…細く曲げて描かれた眉。「梁冀伝」の李賢の注は、『風俗通』を引いて「愁眉者、細而曲折」と説明する。
- 「啼妝」…目の下をおしろいで薄く拭って涙の痕のように見せる化粧。「梁冀伝」の李賢の注に「薄拭目下若啼処」とある。
- 「墮馬髻」…前出。「梁冀伝」の李賢の注に「墮馬髻者、側在一辺」とある。『中国の古典25 玉台新詠』（学習研究社1986）は「つぶしまげ」と訳す。
- 「折腰歩」…少し腰を折って歩く歩き方。「梁冀伝」の李賢の注に「折腰歩者、足不任体」とあり、足が体についてゆかない弱々しさで媚態を作る仕草を言う。
- 「齶歎笑」…虫歯が痛むような顔つきの笑い。「梁冀伝」の李賢の注に「齶歎笑者、若歯痛不忻忻」とある。「忻忻」は、喜ぶ。「墮馬髻」「折腰歩」と同様、女性の媚態。
- 「眉惑」…「媚惑」と同じ。媚を売り惑わす。「梁統列伝」ではこの後に「（梁）冀」とあり、動詞として用いられている。

③通釈

墮馬髻を輝かせている（墮は、あるテキストでは墜

に作る）。『後漢書』の「梁冀伝」に、梁冀の妻「（孫）寿は、美しくなまめかしい姿で、細い眉に涙痕の化粧、墮馬髻の髪型、折腰歩の仕草、虫歯が痛いかのような笑いで（梁冀に）媚を売り惑わした」とある。

①原文

反挿金鉢、龍輔女紅餘志：魏文帝陳巧笑、挽鬢別無首飾、惟用円頂金簪一隻挿之。文帝目曰、玄雲黯靄兮金星出。吳均詩、蓮花銜青雀、宝粟鉢金蟲。

②語釈

- 「反挿」…斜めに挿す。「反」は、対をなす「横抽」の「横」が水平方向を表すのに対して、「ななめ」であることを言う。班固「西都賦」（『文選』卷1）に「山淵反覆」とあり、李善注に「反覆猶傾動也」とある。新釈漢文大系『玉台新詠（上）』（明治書院1974）の【語釈】は「上向きにそりまがること」とする。また、福井佳生「徐陵『玉台新詠序』の文章について」（『中京大学文学部紀要』Vol.5(2) 2016）は「反して」と読み「さかさまに」と訳す。新釈漢文大系は、「挿」を「つき出している」と訳す。
- 「金鉢」…黄金の髪飾り・かんざし。
- 「龍輔」…武康常陽の妻。『女紅餘志』（汲古閣本）の冒頭に載せる常陽の「女紅餘志小引」に、「余細君龍氏」とある。「小引」に年月は記されていない。西尾市岩瀬文庫の古典籍書誌データベースに拠れば、明・毛晋の『詩詞雜俎』第8冊に所収する「女紅餘志」に「元龍輔撰」とあり、元代の人かと思われる。
- 「女紅餘志」…上下2巻。前に引いた「小引」に拠れば、龍輔が仕事（=女紅=女工）の合間に諸書より気に入った内容を選び集めたという。引用部分は、巻上「円頂簪」の全文。
- 「陳巧笑」…魏文帝の宮女であった段巧笑。前出「莫瓊樹」同様、正史に記述はなく、『古今注』及び『中華古今注』のみに名を遺す。「陳」は「段」の誤りであろう。先に引いた『古今注』、同内容を掲載する『中

華古今注』とともに「段巧笑」を作る。なお、『太平御覽』(卷 373 「人事部十四」) は「崔豹古今注曰」として同内容を引き「陳巧笑」を作る。

- 「挽髻」…髪を頭上に束ねる。「髻」は前出。
- 「首飾」…簪など、頭につける飾り。
- 「円頂」…頭の上。
- 「文帝」…前出の曹丕。
- 「目曰～」…出典不明。なお、『格致鏡原』(卷 55 「香奩器物類一 簪」に引く『鄴中記』に『女紅余志』の引用部分と同一の記述がある。
- 「玄雲」…黒い雲。ここでは黒髪にたとえる。
- 「黯靄」…暗くたちこんだモヤ。黒々とした様を言う。
- 「金星」…宵・明けの明星。夜空に輝く金星を、黒髪に挿した黄金の簪にたとえる。
- 「呉均詩」…「呉均」(465~520) は、南朝の梁の文人。詩は、「和蕭洗馬子顯古意詩六首 其二」(『玉台新詠』卷 6 所収)。
- 「蓮花」…髪飾りの模様の一つ。呉均詩の呉兆宜の注は、「古樂府」(『玉台新詠』卷 10 所収「古絕句四首 其二」) の「何用通音信、蓮花璫珥簪」を引く。
- 「青雀」…後掲の補注参照。
- 「宝粟」…粟の粒の様にちりばめた宝玉。
- 「金蟲」…蜂に似た金色に見える虫。かんざしや腕輪の飾りとした。『玉台新詠』(卷 6) の呉兆宜の注に、宋・宋祁『益部方物略記』を引いて「右金蟲 出利州山中、蜂体、綠色、光若金。里人取以佐婦釵釧 (四庫全書本は「鑑」に作る) 之飾」とある。

③通釈

黄金の髪飾りを斜めに挿し、龍輔の『女紅余志』に「魏の文帝の宮女であった陳(段)巧笑は、髪を頭上に束ねる以外髪飾りはつけず、ただ頭に金の簪を一本挿しただけであった。それを見た文帝は、黒々とした雲のなかに金星が現れた、と詠んだ」とある。呉均の詩に、「蓮花青雀を 銜み、宝金蟲を 鉢す」

とある。

①原文

橫抽寶樹。後漢：輿服志：皇后步搖以黃金為山題、貫白珠為桂枝相繆。一爵九華。

②語釈

- 「宝樹」…樹木の枝を 象^{かたど}った歩搖。「歩搖」は後述。
- 「抽」…突き出ている様。
- 「後漢」…前出『後漢書』。
- 「輿服志」…『後漢書』卷 40 「輿服下」。引用部分には途中省略がある。
- 「歩搖」…女性の髪飾り。歩くと揺れることが名前の由来。『釈名』(卷 4 「首飾」) に「歩搖、上有垂珠、步則動搖也」とある。
- 「山題」…山の形をした髪飾り。ここでは「歩搖」の土台となる部分を言う。テキストは「山」で句読を切るが、誤り。
- 「貫」…連ねる。顏延年「秋胡詩」(『文選』卷 21) に「峻節貫秋霜」とあり、李善注に「貫猶連也」とある。
- 「白珠」…白く美しい丸い形状の素材。必ずしも真珠ではない。テキストはここで句読を切るが、動詞「貫」と「為」を連動式と捉えて句読を変更した。
- 「桂枝」…もくせいの枝。「桂」は、芳香を持つもくせい。淮南王劉安「招隱士章句第十二」(『楚辭補注』卷 12) に「桂樹叢兮山之幽」とあり、王逸の注に「桂樹芬香」とある。
- 「相繆」…「桂枝」が互いにからみあう。「繆」は、まつわりつく。同音の「縹」に通じる。
- 「一爵九華」…一羽の雀と九つの華。「歩搖」の飾りを言う。「爵」は「雀」に通じる。『格致鏡原』(卷 78 「雀」) の引く「古今注」に「雀性多淫泆、故一升曰爵、所以戒荒淫之飲」とある。「爵(雀)」は、ここでは「青雀」を言う。あわせて補注参照。

③通釈

宝珠で桂の枝をかたどったかんざしが横に突き出ている：『後漢書』の「輿服志」に、「皇后の歩搖は黄金を土台とし、白珠を連ねて桂の枝がからみあうようを作る。一羽の青い雀と九つの華を飾る」とある。

④補注 「青雀」について

「金鉢」の注として引かれた呉均「和蕭洗馬子頤古意詩六首 其二」の「蓮花銜青雀」について、鈴木虎雄（『玉台新詠（中）』岩波文庫1982）は「青雀」に「孔雀」という語釈を付して「孔雀」と訳し、新釈漢文大系『玉台新詠（下）』も「孔雀」と訳す。一方、中国の古典『玉台新詠』は「青い雀」と訳している。

辞書等を確認した場合、「青雀」の解釈は、以下の3点にまとめることができる。

1) 水鳥

『礼記』（曲礼上）の「前有水、則載青旌」の鄭玄注に「青、青雀。水鳥」とある。また、『方言』（第9）に「今江東呼舟頭屋、謂之飛闖是也。或謂之艦（=鷁）船」とあり、郭璞の注に「鷁、鳥名也。今江東貴人舟前作青雀、是其像也」とある。「艦（鷁）」はサギに似た水鳥で、それを象って船首に置かれた「青雀」は、豪華な船を表す「青雀舫」の由来となっている。

2) 「桑扈」の別称

『爾雅』（釈鳥第 17）の「桑扈竊脂」の郭璞注に「俗謂之青雀」とあり、『淮南鴻烈解』（説林訓第 17）の「桑扈不啄粟」の許慎注に「桑扈、青雀」とある。「桑扈（扈）」は、『詩經』（小雅「小宛」）に「交交桑扈、率場啄粟」、小雅「桑扈」に「交交桑扈、有鶩其羽」、「交交桑扈、有鶩其領」とある。

3) 神秘的な鳥

後漢・王嘉の『拾遺記』（卷4）に、殺された趙高の死体から「青雀」が出て雲に入った話を載せる。

また、後漢・郭憲の『洞冥記』には、漢の武帝誕生の折、「青雀」が群れを成して門の上を飛んだ話（巻1）と、武帝が寵愛した巨靈という女人が「青雀」と化して飛び去った話（巻4）を載せる。いずれも「青雀」が人知を超えた神秘的な鳥であることを物語る。なお、「青雀」を西王母の使者の「青鳥」とする解釈もある（高橋和巳『中国詩人選集 李商隱』岩波書店1958 122頁参照）。

以上見てきた如く、「青雀」を「孔雀」とする積極的な根拠は見出せなかった。

一方「孔雀」だが、『周禮註疏』（巻16「地官下」「牧百獸」の鄭玄注に「今掖庭有鳥獸、自熊虎孔雀至於狐狸鳧鶴備焉」とあり、「熊虎」「狐狸」「鳧鶴」と併記される固有の名称である。『説苑』（巻17「雜言」）に「孔雀愛羽」とあり、その羽の美しさで知られる。

『玉台新詠』には「孔雀東南飛」（巻1「古詩為焦仲卿妻作」）の1例が、同時期の『文選』には「孔雀」5例（巻5「吳都賦」、巻8「羽獮賦」、巻13「鷓鴣賦」、巻16「長門賦」、巻34「七發」）の他、「孔翠（=孔雀・翡翠）」2例（巻4「蜀都賦」、巻13「鷄鶡賦」）と「孔鸞（=孔雀・鸞鳥）」1例（巻7「子虛賦」）の計8の用例がある。それぞれの注を確認する。

- 1) 「古詩為焦仲卿妻作」：「劉曰孔、孔雀」
 - 2) 「吳都賦」：「劉曰（中略）孔雀尾長六七尺、綠色有華彩」「向曰（中略）孔雀以五色羽翰、亦常飛集其中」
 - 3) 「羽獮賦」：「向曰皆鳥名」
 - 4) 「鷄鶡賦」：関連する注無し。
 - 5) 「長門賦」：「翰曰（中略）言鳥獸吟嘯與偶相集」
 - 6) 「七發」：関連する注無し。六臣註本は「孔雀」を「孔鳥」にする。
 - 7) 「蜀都賦」：「劉曰孔、孔雀」
 - 8) 「鷄鶡賦」：「翰曰孔雀、翡翠、晨鳧皆鳥名」
 - 9) 「子虛賦」：「善曰張揖曰孔、孔雀也」
- いずれも、「孔雀」と「青雀」との関連を示す言及

は見当たらない。

ところで、鈴木虎雄『玉台新詠』には、「雀（爵）」を「孔雀」とする解釈が散見される。

- 1) 卷 2 「有女篇 艷歌行」…語釈：「翠爵 これは「かんざし」についてある孔雀の羽。」
- 2) 卷 2 「西長安行」…語釈：「羽爵 これは孔雀を彫刻してあるのであらう。」
- 3) 卷 5 「詠倡家」…語釈：「雀釵 孔雀の形をつくつた釵子（サシ）。」
- 4) 卷 5 「嘲劉諧議孝綽」…「雀釵」の訳：「孔雀の釵子」

なお、卷 3 「樂府三首 艳歌行」の「金雀」については、「かんざしのかざり」と語釈を付した上で「かんざしは黄金の雀（爵）」と例外的な解釈を付けている。

「雀」と「孔雀」の関連は、「銅雀台」の媒介の可能性を指摘できる。

「銅雀台」について、松浦友久『漢詩の事典』（大修館書店 1999）の「III 名詩のふるさと（詩跡）2 河北省」に次のような解説がある。

「西晋の左思「魏都の賦」は、銅雀台の景観を、「雲雀 蓋を踰んで首を矯げ、壯翼鏤を青霄に擒ぐ」（鳳凰は樓頂の蓋を踏みつけ、今にも飛びたつかのように頭をもたげ、みごとな彫りを施した大きな翼を、青空に広げている）と形容する。」

「雲雀」を「鳳凰」と訳すが、「魏都賦」（『文選』卷 6）の当該部分の呂向の注に「雲雀、鳳也」とあるのに基づく。例えば『佩文韻府』には 4 例の「雲雀」を載せるが、そのすべてが「魏都賦」を引く。さらに、『四庫全書』（上海人民出版社・迪志文化出版 1999）を通覧したところ、唐代までの「雲雀」は「魏都賦」の用例のみであった。また、『樂府詩集』（卷 31 「相和歌辭 平調曲」）所収「銅雀台」の解題には、「鑄大銅雀置于樓頂、舒翼奮尾、勢若飛動、故名 銅雀臺。」とある。これらにより、「銅雀」、「雲雀」、「鳳（凰）」の三者が結びつくことになったと考

えられる。

その後、『宋書』（卷 28 「志第 18 符瑞中」）に文帝の元嘉 14 年 3 月に現れた大鳥が「如孔雀」であったと記されるように、瑞鳥としての「鳳凰」のイメージが「孔雀」にも付与されることとなり、「雀」に「孔雀」の解釈が付与されることになったと思われる。

しかし、「銅雀台」建立に際して詠まれた曹植「銅雀台賦」（『三国志』卷 19 「陳思王植伝」の裴松之注）に「雲雀」および「銅雀」に関する記述は見えない。銅雀台における「銅雀」の存在はもとより、「銅雀」を「孔雀」と解する根拠も説得力あるものとは言い難い。

なお、「雀」（「青雀」「雲雀」「孔雀」は除く）は『文選』に 26 例、『玉台新詠』に 17 例を見出すことができるが、『玉台新詠』の用例のうち「金雀」（卷 3 陸機「樂府三首 艳歌行」）1 例、「雀釵」（卷 5 何遜「詠倡家」及び「嘲劉諧議孝綽」）2 例の合計 3 例は「髪飾り」に関わる用例である。一方、『文選』で女性の髪飾りに関わる用例は「金雀」1 例で、『玉台新詠』にも所収される陸機の「艳歌行」であった。

さらに「雀」を通用字の「爵」に拡大すると、『玉台新詠』では 9 例が見出せ、そのうち「金爵」（卷 2 曹植「美女篇」）、「翠爵」（卷 2 傅玄「有女篇 艳歌行」）、「羽爵」（卷 2 傅玄「西長安行」。但し、装飾品）の 3 例が「髪飾り」の用例であった。これに対して『文選』は 1 例を加えるのみで、しかも『玉台新詠』所収の「美女篇」である。

以上より、「青雀」を瑞鳥の「孔雀」と解釈するには根拠が乏しく、その一方で「雀（爵）」は、特に『玉台新詠』では女性の髪飾り（広く装飾品）と親近性を持つ語として用いられていた。この結果を踏まえて、「青雀」は女性の装飾品によく用いられた「青い雀」と解釈するものである。

（以上、鎌田）

①原文

南都石黛、梁書：天監中、詔宮中作白妝青黛眉。樵留
青日記：廣東始興縣溪中石墨、婦女取以画眉、名画眉
石。

②語釈

- 「南都」…現在の河南省南陽市。対となる「北地」が実際の土地を指すため、「南都」も具体的な場所を指すと考えられる。漢・張衡「南都賦」（『文選』卷4）の李善注に「摯虞曰、南陽郡治宛在京之南、故曰南都」とある。なお、『新釈漢文大系』『中国の古典』ともに語釈を付けず「南方の都・南都」とする。
- 「石黛」…古代女性が眉を描くために使用した青黒色の顔料で、原料は鉱物。周汎・高春明『中国五千年 女性装飾史』（京都書院 1993 124頁）は、「使用時には、まず硯で磨いて粉末にし、これに水を加えて用いた」と説明する。「石黛」は『玉台新詠』が初出と思われる。
- 「梁書」…南朝梁の正史。唐代に成立。補注参照。
- 「天監」…梁の初代皇帝武帝蕭衍が定めた最初の元号。
- 「白妝」…顔を白く塗る化粧法
- 「青黛眉」…青い黛で描いた眉のこと。唐・宇文氏『粧台記』（『説郛』卷第77所収）に「魏武帝令宮人掃青黛眉。連頭眉。一画連心細長、謂之仙蛾粧。齊梁間多效之」とある。宇文氏の「氏」は「士」の誤り。
- 「樵」…以下、顧樵の注であることを示す。
- 「留青日記」…明・田藝蘅『留青日札』の誤り。「緑眉」（卷20）の項に該当箇所がある。
- 「始興県」…現在の広東省韶関市

③通釈

南都の石黛が、『梁書』に「天監年間、宮中の女性に顔を白く化粧し、眉は青い黛で描くように」という詔があった」とある。『留青日記』には、「廣東の始興

県の谷に青黒色の顔料のもととなる石墨があり、女性たちはこれで眉を描くので、『画眉石（眉を描く石）』と名付けた」とある。

④補注 「梁書」について

『梁書』に、該当箇所の記述が見当たらない。『中華古今注』（卷中「頭髻」）に「梁天監中武帝詔宮人梳廻心髻帰真髻作白妝青黛眉」とある。『鳳尾竹客手録李太白詩集注』（卷26）も「梁天監中」とある。「中華古同注」は「中華古今注」のこと。「梁書」ではなく王朝名の「梁」であることから、「梁」を「梁書」と読み誤った可能性がある。

①原文

最発双蛾；古今注：魏宮人好畫長眉、令作蛾眉警鶴髻。

②語釈

- 「最」…このうえもないこと。『新釈漢文大系』は「何よりもさきに」と語釈をつける。また、『中国の古典』には語釈はない。前者は通釈で「念入りに」と訳し、後者は「最も美しく」と訳している。どちらも次項「発」を形容しており、本稿でも同様に「発」を形容する意味と捉える。対となる「偏」から程度を表すものと考えられる。
- 「発」…外に向かって広がる。『新釈漢文大系』も『中国の古典』も「えがく」と訳しているが、対となる「開」から蛾眉をぎりぎりまで伸ばし描く様子を描いていると考えられる。
- 「双蛾」…蛾の触角のように細く弧を描いた美しい眉。蛾眉。美人の眉のこと。
- 「古今注」…書名。既出。増訂漢魏叢書本『古今注』（卷下「雜注題七」）には「魏宮人好畫長眉、令多作翠眉警鶴髻」とあり、「作」は「多作」に、また「蛾眉」は「翠眉」を作る。また、古文逸史本『中華古今注』（卷中「魏宮人長眉蟬髻」）に「魏宮人好長眉、令作蛾眉警鶴髻」とあることから、『古今注』で

はなく『中華古今注』からの引用の可能性がある。なお「翠眉」は、みどり色のつややかな眉のこと。

○「警鶴髻」…古今逸史本『中華古今注』は「驚鶴髻」を作る。「警鶴髻」という髪型は諸書に見あたらず誤字と考えられる。なお「驚鶴髻」は、『中国五千年 女性装飾史』によれば「魏晋南北朝時代に流行した髪型で（中略）2つの翼状に作られており、驚鶴髻の由来通り、驚いて飛び立とうとする鶴の姿に似ている」（22頁）とする。

③通釈

蛾眉をこのうえなく伸ばし、『中華古今注』に、「魏の宮女の者たちは長い眉を描くのを好み、（帝が）蛾眉を描き、警（驚）鶴髻を結わせた」とある。

①原文

北地燕脂、古今注：紂以紅藍花汁凝作燕脂、以燕國所生、故曰燕脂、塗之作桃花妝。

②語釈

○「北地」…甘肃省東南部。寧夏南部の郡の名前。紀元前2世紀頃には西から伝わった紅花の栽培が始まっていた。「燕脂」参照のこと。

○「燕脂」…化粧に用いる「べに」のこと。「脂」を「燕支」につくるテキストがある（欽定四庫全書）。『古今注』（卷下「草木第六」）に「燕支葉似薊、花似蒲公。出西方土人以染名為燕支。中国人謂之紅藍。以染粉為面色。謂為燕支粉。」とある。「脂」について、『中国五千年 女性装飾史』は「南北朝時代には、人々は燕支の中に、牛の髓や豚の脂などを入れ、一種の潤滑なグリースにして使用していた。そのために、燕支は『臍脂』とも書かれるようになり、脂の字の意味が添えられた」（119頁）と説明する。この説明に基づけば「燕支」につくるテキストのほうが古く、本テキストは南北朝期以降のものと考えられる。

○「古今注」…前出。『古今注』に該当箇所なし。古今逸史本『中華古今注』（卷中「燕脂」）に同一の記述があるので、『中華古今注』の誤りであろう。なお、「紂」字の前に「起自」とあり、本来は「（燕脂）紂より起る」と読むべきである。また、「妝」は別字「粧」を作る。

○「紂」…殷王朝最後の王

○「燕国」…国名。「戦国の七雄」の一つ。現在の北京市周辺にあった。先に引いた『古今注』（草木第6）にあるように、「燕脂（支）」は実際には「燕国」ではなく、甘肃省の燕支山の名に由来する「燕支」の産である。藤堂明保『漢語大字典』（学習研究社1986）によれば、「脂」と「支」は、中世漢語では共通音であった。

○「桃花妝」…化粧法の一つ。『中国五千年 女性装飾史』によれば「まず白粉を塗り、次に臍脂を塗る。臍脂を塗る位置が両頬に集中しているため、両頬は紅色を呈し、額と下顎の部分は、白粉本来の白色のままである。それゆえ顔全体の色彩は変化にとんだものとなっている。絵画から見ると、この化粧法は若者に多く用いられているようである。」（120頁）とある。

③通釈

北地の紅は、『古今注』に、「紂が紅花の汁を固めて臍脂を作った。燕国でできたので、臍脂と言う。これを塗って桃花妝とした」とある。

①原文

偏開両靨。曹植洛神賦：靨輔承權。注：靨、笑靨。權、頬也。

②語釈

○「偏」…ひたすらに

○「開」…靨ができることを表す動詞。梁簡文帝「詠内人昼眠詩」（『先秦漢魏晋南北朝詩』梁詩卷21）に

「夢笑開嬌靨、眠鬟压落花」とある。

- 「両靨」…両えくぼ。前句の化粧品と化粧の方法、紅を使った化粧法との関連性を考えると、表情で物理的にできるえくぼではなく、口の脇に紅を差す化粧としての面靨ではないかと推測する。
- 「洛神賦」…曹植「洛神賦」（『文選』卷19）。曹植（192～232）は、魏の曹操の第三子。
- 「靨輔」…頬にできるえくぼのこと。『楚辭』（卷10「大招」）に「靨輔奇牙、宣笑鳴只」とある。
- 「承権」…頬を受け止める。「権」は「顎」に通じ、ほほ骨を言う。川合康三『曹操・曹丕・曹植詩文選』（岩波文庫2022）は、語釈に「えくぼがほおぼねを下から受け止める。頬の下にえくぼができるることをいう。」と記す。
- 「注」…出典不詳。「洛神賦」の六臣註には見当たらず。本テキストには出典名が明記されない「注曰」、「注」2種類が存在する。そのうち「注曰」は出典が分かるもの（『玉臺新詠序 訳注（四）』参照）であるが、本項の「注」は上記のとおり出典不詳である。吳兆宜注『徐孝穆全集』（卷4）所収の「玉台新詠序」の注そのままであることから、「注」は吳兆宜の注であろう。

③通釈

両えくぼをひたすらに咲かせる。曹植洛神賦に、えくぼが頬にできる。注に靨は笑靨のこと。権は頬のことであるとある。

（以上、藤本）

（以下、続く）